

議案第39号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～50 [略]		1～50 [略]	
51 [略]		51 [略]	
<b>52 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書の発行の申請に対する審査</b>	1件につき 870円		
<b>53 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請に対する審査</b>			
(1) 施設の認定に当たり現地調査を要するもの	1件につき 20,900円		
(2) 施設の認定に当たり現地調査が不要なもの	1件につき 10,400円		
<u>54 [略]</u>		<u>52 [略]</u>	
<u>55 [略]</u>		<u>53 [略]</u>	
<u>56 [略]</u>		<u>54 [略]</u>	
<u>57 [略]</u>		<u>55 [略]</u>	
<u>58 [略]</u>		<u>56 [略]</u>	

第2条 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定による営業の許可の申請に対する審査		2 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定による営業の許可の申請に対する審査	
(1) 飲食店営業許可		(1) 飲食店営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 7,600円	ア 新規のもの	1件につき 1 6,000円
イ 継続のもの	1件につき 1 4,000円	イ 更新のもの	1件につき 1 2,000円
(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可		(2) 喫茶店営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 6 ,800円	ア 新規のもの	1件につき 9 ,800円
イ 継続のもの	1件につき 5 ,400円	イ 更新のもの	1件につき 7 ,300円
(3) 食肉販売業許可		(3) 菓子製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 0,700円	ア 新規のもの	1件につき 1 4,000円
イ 継続のもの	1件につき 8 ,500円	イ 更新のもの	1件につき 1 0,500円
(4) 魚介類販売業許可		(4) あん類製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 0,700円	ア 新規のもの	1件につき 1 4,000円
イ 継続のもの	1件につき 8 ,500円	イ 更新のもの	1件につき 1 0,500円
(5) 魚介類競り売り営業		(5) アイスクリーム類製	

許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円
(6) 集乳業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 0,700円
イ 継続のもの	1件につき 8 ,500円
(7) 乳処理業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円
(8) 特別牛乳搾取処理業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円
(9) 食肉処理業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円
(10) 食品の放射線照射業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円
(11) 菓子製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 5,400円
イ 継続のもの	1件につき 1 2,300円
(12) アイスクリーム類製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 5,400円
イ 継続のもの	1件につき 1 2,300円
(13) 乳製品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円
(14) 清涼飲料水製造業許	

造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 4,000円
イ 更新のもの	1件につき 1 0,500円
(6) 乳処理業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(7) 特別牛乳搾取処理業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(8) 乳製品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(9) 集乳業許可	
ア 新規のもの	1件につき 9 ,800円
イ 更新のもの	1件につき 7 ,300円
(10) 乳類販売業許可	
ア 新規のもの	1件につき 9 ,800円
イ 更新のもの	1件につき 7 ,300円
(11) 食肉処理業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(12) 食肉販売業許可	
ア 新規のもの	1件につき 9 ,800円
イ 更新のもの	1件につき 7 ,300円
(13) 食肉製品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(14) 魚介類販売業許可	

可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 4, 500円
イ 継続のもの	1 件につき	1 9, 600円
(15) 食肉製品製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 4, 500円
イ 継続のもの	1 件につき	1 9, 600円
(16) 水産製品製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 4, 500円
イ 継続のもの	1 件につき	1 9, 600円
(17) 冰雪製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 4, 500円
イ 継続のもの	1 件につき	1 9, 600円
(18) 液卵製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 5, 400円
イ 継続のもの	1 件につき	1 2, 300円
(19) 食用油脂製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 4, 500円
イ 継続のもの	1 件につき	1 9, 600円
(20) みそ又はしょうゆ製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 7, 600円
イ 継続のもの	1 件につき	1 4, 000円
(21) 酒類製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 7, 600円
イ 継続のもの	1 件につき	1 4, 000円
(22) 豆腐製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 5, 400円
イ 継続のもの	1 件につき	1

ア 新規のもの	1 件につき	9 , 800円
イ 更新のもの	1 件につき	7 , 300円
(15) 魚介類競り売り営業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 2, 400円
イ 更新のもの	1 件につき	1 7, 000円
(16) 魚肉練り製品製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 6, 000円
イ 更新のもの	1 件につき	1 2, 000円
(17) 食品の冷凍又は冷蔵業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 2, 400円
イ 更新のもの	1 件につき	1 7, 000円
(18) 食品の放射線照射業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 2, 400円
イ 更新のもの	1 件につき	1 7, 000円
(19) 清涼飲料水製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 2, 400円
イ 更新のもの	1 件につき	1 7, 000円
(20) 乳酸菌飲料製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 4, 000円
イ 更新のもの	1 件につき	1 0, 500円
(21) 冰雪製造業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	2 2, 400円
イ 更新のもの	1 件につき	1 7, 000円
(22) 冰雪販売業許可		
ア 新規のもの	1 件につき	1 4, 000円
イ 更新のもの	1 件につき	1

	2, 300円
(23) 納豆製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 5, 400円
イ 継続のもの	1件につき 1 2, 300円
(24) 麺類製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 5, 400円
イ 継続のもの	1件につき 1 2, 300円
(25) そうざい製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4, 500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9, 600円
(26) 複合型そうざい製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 3 5, 000円
イ 継続のもの	1件につき 2 8, 000円
(27) 冷凍食品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4, 500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9, 600円
(28) 複合型冷凍食品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 3 5, 000円
イ 継続のもの	1件につき 2 8, 000円
(29) 漬物製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 5, 400円
イ 継続のもの	1件につき 1 2, 300円
(30) 密封包装食品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4, 500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9, 600円
(31) 食品の小分け業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 5, 400円
イ 継続のもの	1件につき 1 2, 300円

	0, 500円
(23) 食用油脂製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2, 400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7, 000円
(24) マーガリン又はショートニング製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2, 400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7, 000円
(25) みそ製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 6, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 2, 000円
(26) しょう油製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 6, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 2, 000円
(27) ソース類製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 6, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 2, 000円
(28) 酒類製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 6, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 2, 000円
(29) 豆腐製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 4, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 0, 500円
(30) 納豆製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 4, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 0, 500円
(31) めん類製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 4, 000円
イ 更新のもの	1件につき 1 0, 500円

(32) 添加物製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 4,500円
イ 継続のもの	1件につき 1 9,600円

3～52 [略]

53 [略]

(32) 総菜製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(33) 缶詰又は瓶詰食品製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円
(34) 添加物製造業許可	
ア 新規のもの	1件につき 2 2,400円
イ 更新のもの	1件につき 1 7,000円

3～52 [略]

53 [略]

54 食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）第2条第1項の規定による許可の申請に対する審査	
(1) 菓子種製造業営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 3,300円
イ 更新のもの	1件につき 1 0,000円
(2) こんにゃく類製造業営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 3,300円
イ 更新のもの	1件につき 1 0,000円
(3) 漬物製造業営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 3,300円
イ 更新のもの	1件につき 1 0,000円
(4) 魚介類加工業営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 1 3,300円
イ 更新のもの	1件につき 1 0,000円
(5) 食料品販売業営業許可	
ア 新規のもの	1件につき 8



例により営業を行うことができるとされている者が、同条に規定する有効期間の満了の日までの間に、当該営業に相当する同令による改正後の食品衛生法施行令（次項において「改正令」という。）第35条の営業について、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（次項において「改正法」という。）第55条第1項の許可の申請をする場合にあっては、当該申請を許可の継続の申請とみなし、改正後の条例別表第2項に規定する継続の審査に係る手数料の額を適用する。

- 5 改正後の条例の施行の際現に食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）第2条第1項の規定による魚介類加工業の許可を受けて営業を行っていた者が、改正令第35条第16号の営業について改正法第55条第1項の許可を受けようと申請をする場合及び同条例第2条第1項の規定によるつけ物製造業の許可を受けて営業を行っていた者が、改正令第35条第29号の営業について改正法第55条第1項の許可の申請をする場合にあっては、令和6年5月31日までの間は、当該申請を許可の継続の申請とみなし、改正後の条例別表第2項に規定する継続の審査に係る手数料の額を適用する。